

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：	原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：	第8条第1項
処 分 の 概 要：	原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：	佐賀県知事、佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：	災害対策基本法施行令第33条第2項 災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準：	車両の使用者の申出を受けた佐賀県公安委員会は、当該車両が原子力災害対策特別措置法第26条第2項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：	30日
申 請 先：	警察本部交通部交通規制課企画調査係 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：	警察本部交通部交通規制課企画調査係（電話0952-24-1111 内線5184） 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
備 考：	